

公立大学法人広島市立大学物品調達契約約款（総価契約）

（総則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の調達契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、契約書記載の物品（新品に限る。以下同じ。）を納入期限内に納入し、甲は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（仕様書等の疑義）

第2条 仕様書等に疑義が生じたときは、甲の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委任等の禁止等）

第4条 乙は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、乙は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。
 - (1) 広島市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - (2) 公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
- 3 乙は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
- 4 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(乙の請求による納入期限の延長)

第5条 乙は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長変更を請求することができる。

(遅延損害金)

第6条 甲は、乙が前条の規定により甲の承諾を得た場合を除くほか、乙が物品を納入期限までに納入しないときは、契約金額（既納部分があるときは、既納部分に相当する契約金額を除く。）の1000分の1に相当する額に納入期限の翌日からこれを納入した日までの日数を乗じて計算した額を損害金として徴収する。

2 前項の損害金は、契約代金の支払と同時に徴収するものとする。

(物品の納入)

第7条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物品の検査)

第8条 甲は、必要があるときは、物品の納入までの間において、必要な検査を行うことができる。

2 甲は、乙が物品を納入したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、検査に合格しないものがあるときは、直ちに仕様書等に適合するものと取り替え、甲の再検査を受けなければならない。

(危険負担)

第9条 物品を納入してから検査の完了するまでの間における物品の危険負担は、乙が負うものとする。

(契約代金の請求及び支払)

第10条 乙は、物品の検査が完了したのちに、契約代金の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日の属する月の翌月の末日までに契約代金を支払うものとする。

(かし担保)

第11条 乙は、契約書記載のかし担保期間内にあっては、物品のかし担保の責めを負わなければならない。

(契約の変更)

第12条 甲は、乙が物品の引渡しを完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、乙と協議のうえ変更することができる。

(談合行為等の措置)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあつたとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、乙が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
- (4) この契約に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、甲は乙に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第14条 甲は、前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 第4条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第2項に規定する暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通知により判明したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(解除後の処理)

第15条 甲は、前2条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が解除の日までに納入した物品がある場合には、検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第16条 契約保証金は、乙がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 乙が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第13条第1項及び第14条第1項の規定により契約が解除された場合においては甲に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第3項にいう暴力団等をいう。以下同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の納入に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と物品の納入に関する協議を行わなければならない。

4 乙は、甲との納入に関する協議を行った結果、物品の納入に遅れが生じると認められた場合は、第5条の規定により、甲に納入期限の延長の請求を行うものとする。

5 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 乙は、前項の被害により物品の納入に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入時期に関する協議を行うものとし、物品の納入に遅れが生じると認められた場合は、第5条の規定により、甲に納入期限の延長の請求を行うものとする。

(契約締結に要する費用負担)

第18条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第19条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して、これを定める。